

○射水市障がい者虐待防止センター事業実施要綱

平成24年9月11日

告示第189号

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号。以下「法」という。)第32条の規定に基づき、障害者虐待の通報窓口を明確にし、虐待を受けた障害者の保護のための相談、指導及び助言を行うとともに、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援等を行うため、射水市障がい者虐待防止センター事業(以下「事業」という。)の実施に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。
- (2) 障害者虐待 養護者、障害者福祉施設従事者等及び使用者等が障害者に対して行う身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、介護又は世話の放棄及び経済的虐待等をいう。
- (3) 養護者 障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。
- (4) 障害者福祉施設従事者等 法第2条第4項に規定する従事者をいう。
- (5) 使用者 法第2条第5項に規定する者をいう。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、射水市(以下「市」という。)とする。ただし、市は適切に事業を運営することができる認められる社会福祉法人等(法人格を有する者に限る。)に当該事業の一部を委託することができるものとする。

(利用対象者)

第4条 この事業の利用対象者は、以下のとおりとする。

- (1) 市内に居住する障害者及びその養護者
- (2) 障害者福祉施設従事者等
- (3) 学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体の職員
- (4) 使用者
- (5) 地域活動支援センター職員等

(事業の内容)

第5条 市は、障がい者虐待防止センター(以下「センター」という。)により事業を実施するものとする。

2 センターは、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 養護者、障がい者福祉施設従事者等又は使用者から虐待を受けたと思われる障害者を発見した者による通報及び当該障害者からの届出を受理すること。
- (2) 養護者による障害者虐待の防止及び虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して相談、指導及び助言を行うこと。
- (3) 障害者虐待の防止及び養護者の支援に関する広報その他の啓発活動を行うこと。

(構成員)

第6条 センターの職員は、障害者の福祉又は権利の擁護に関し専門的知識又は経験を有し、かつ、これらの事務に専門的に従事する者とする。

2 センターの職員は、センター機能の充実を図るため、障害者等の権利擁護に関する専門職、団体、相談支援事業所、社会福祉施設等と積極的に連携し、協力を得るものとする。

(センターの運営)

第7条 センターは、その構成員等が、虐待判定の困難な事例、専門的対応が必要な事例等に対応するために、構成員が随時必要に応じて審議決定する体制を確保するものとする。

2 センターは、電話による通報届出を24時間体制で受理するものとし、緊急時の相談に備えて、常に担当者、管理者の連絡体制を確保するものとする。

3 センターは、業務の実施に関して事業内容を変更する場合は、その都度市役所福祉保健部社会福祉課と協議するものとする。

(個人情報保護)

第8条 センターの職員は、個人情報保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行うものとする。

2 センターの職員は、通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

3 個人情報保護法第16条及び第23条の例外規定に基づき、必要時に必要な範囲内で情報を取り扱うこととする。

(事業計画等)

第9条 第3条ただし書の規定により事業の一部を社会福祉法人等に委託したときは、市長は当該社会福祉法人等(以下「委託事業者」という。)と協議の上、年間事業計画を定めるものとし、この事業を計画的に実施するものとする。

2 市長は、委託事業者に対し、定期的な事業実施状況の報告を求めるとともに、必要に応じて実施状況の調査を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は平成24年10月1日から施行する。